



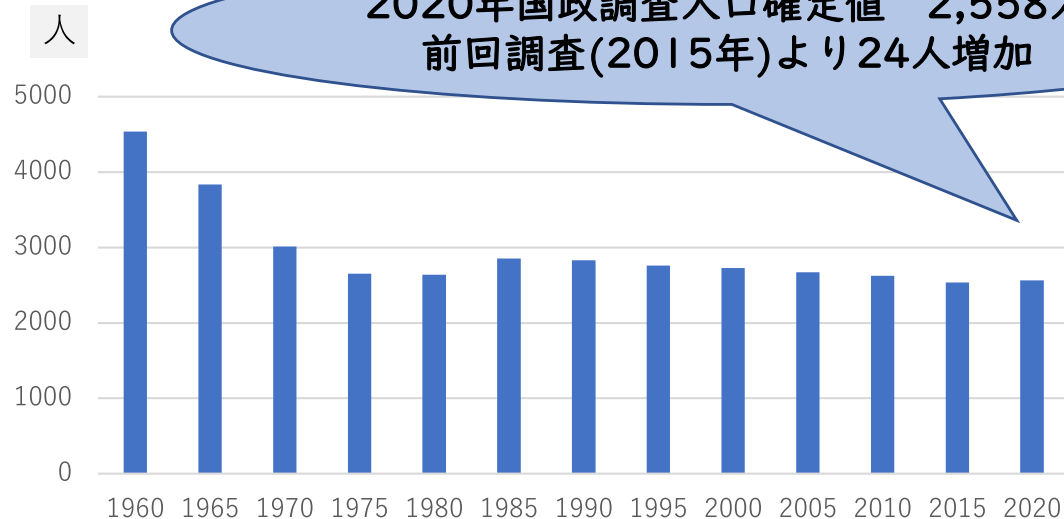
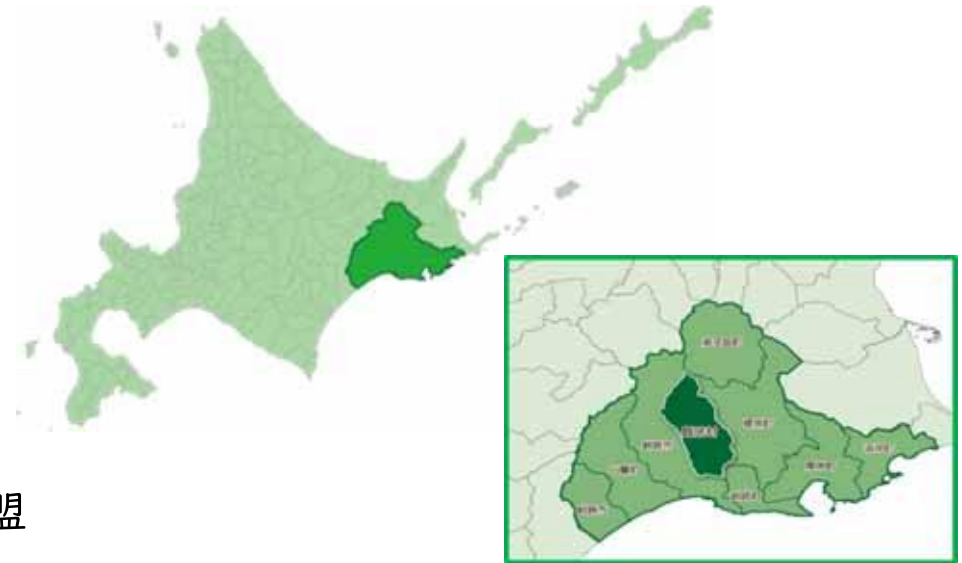
鶴居村の景観むらづくりについて

ひがし北海道鶴居村

鶴居村について

□鶴居村の概要

- 人口 約2,500人
- 基幹産業 酪農業
- 総面積 57,180ha
- 農地面積 19,800ha (約35%)
- 森林面積 36,619ha (約64%)
- その他 「日本で最も美しい村」連合に加盟



鶴居村について

□鶴居村の特徴

- ・ 3つの原野と3つの川

原野：雪裡原野、幌呂原野、久著呂原野

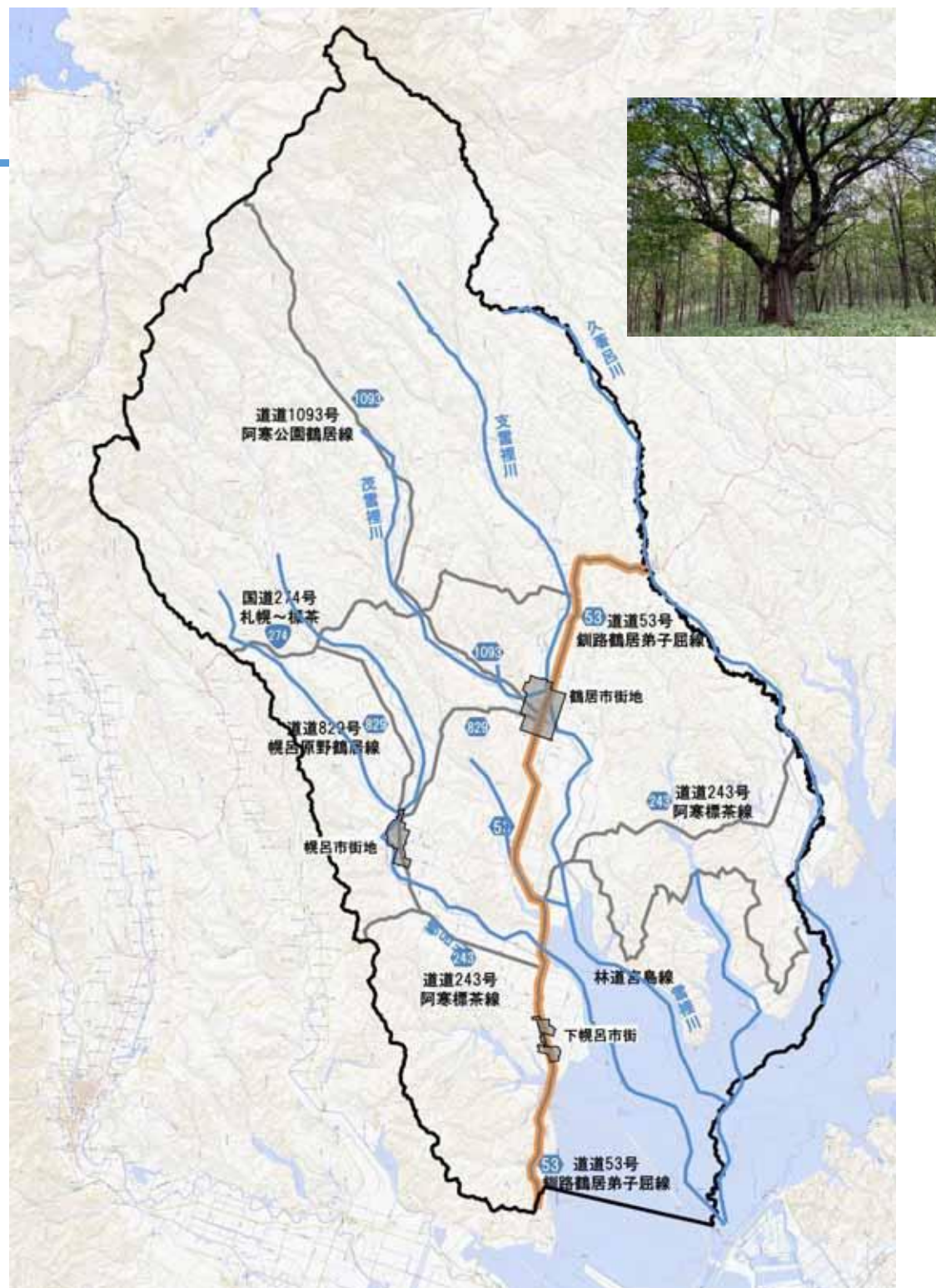
河川：雪裡川、幌呂川、久著呂川

- ・ 3つの市街

鶴居市街、幌呂市街、下幌呂市街

- ・ 高低差が約800m

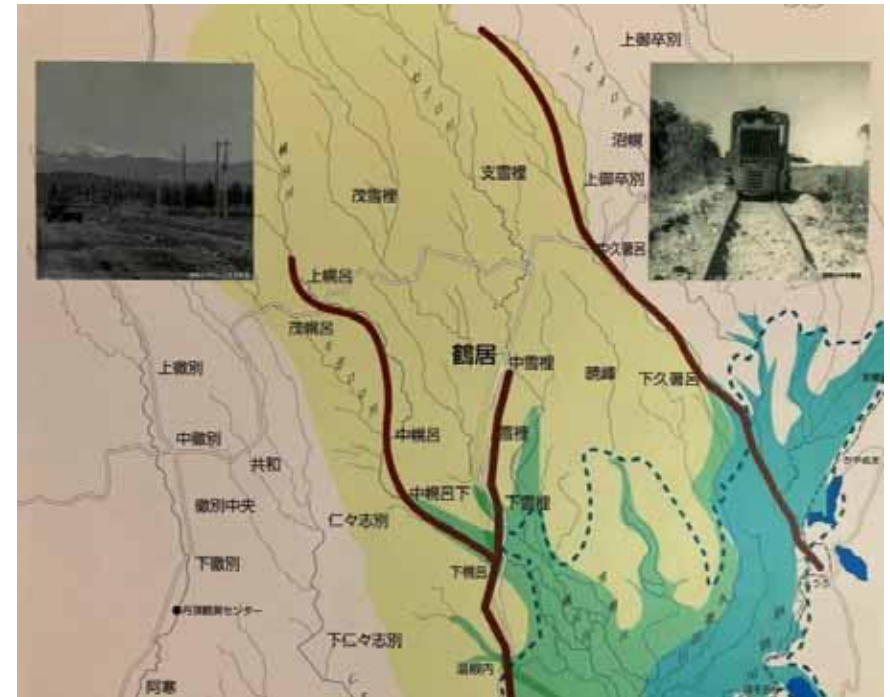
高低差があるからこそ見られる景観



鶴居村の歴史



鶴居村の歴史



今の鶴居村



今の鶴居村



今の鶴居村



つるい未来創造プラン

時代の潮流を的確に把握し、将来のむらづくりの指針として2018年度から2027年度までの10年間を計画期間とする「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」を策定。

むらづくりの方向

美しい自然を
活かしたむらづくり

村民にやさしい
むらづくり

「鶴居びと」を
醸成するむらづくり

むらづくりのテーマ

「未来を奏でる鶴居スタイルの確立～協働による新たな時代への挑戦～」

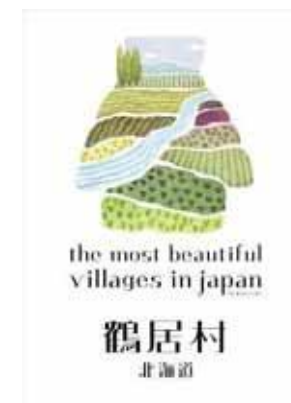
- 1 地域特性を活かした活力あるむらづくり【産業・雇用・観光】
- 2 とともに支え合い生き生きと暮らせるむらづくり【保健・医療・福祉】
- 3 安心・安全で快適に暮らせるむらづくり【生活環境】
- 4 豊かな自然と共生する美しいむらづくり【環境保全】
- 5 豊かな人間性を育むむらづくり【教育・文化】
- 6 みんなで歩む協働のむらづくり【地域づくり・行財政】

基本目標

美しいむらづくりの推進

鶴居村の美しい自然を活かしたむらづくりの推進を図ること等を目的に、平成20年10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟。鶴居村の農村風景をはじめとした、美しいむらづくりに力を入れて取り組む。

令和5年度に、景観計画（かけがえのない景観を未来へつむぐ）策定、景観条例制定、景観行政団体へ移行した。また、地域で景観形成や環境美化活動に対する取組みを推進するための「鶴居村美しい村づくり推進協議会」の設立、魅力ある景観を伝えるための「フォトコンテスト」事業を実施。



日本で最も美しい村連合



鶴居村フォトコンテスト

タンチョウと共生するむらづくり

国の特別天然記念物「タンチョウ（鶴）」は、かつて絶滅したと思われたが、大正13（1924）年に鶴居村のチルワツナイ川（釧路湿原国立公園内）で十数羽が発見され、鶴居村の住民が村を挙げて守り抜いてきた「村の象徴」である。

～タンチョウとの共生に向けた取組み～

■鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議

村条例により2018（平成30）年6月に発足

【目的】

官民が一体となってタンチョウ鶴居モデルを構築・共有し、地域住民に普及啓発するとともに、実現に向けた取組みが速やか且つ継続的に実施される道筋をつけること。

【主な協議事項】

- ・タンチョウ保護の在り方
- ・農業との共生
- ・地域振興の在り方
- ・地域住民のかかわり方

【課題】

生息数の増加による各種課題

→食害による農業被害、給餌量問題、事故など

【取組み内容】

- ・タンチョウフォーラムの開催
- ・タンチョウ鶴居モデルの理念と将来像の設定
- ・鶴居村における給餌の在り方の設定 など



自然環境対策等

国の特別天然記念物タンチョウ（鶴）が生息し、多様な生態系が存在する日本最大の湿地「釧路湿原国立公園」を有する鶴居村では、豊かな自然環境を保全するため様々な取り組みを行っている。

■鶴居村森林整備対策事業

釧路湿原の上流森林となる鶴居村では、湿原への土砂流入が問題となっており、過剰な表流水や土砂類の流入を抑えることを目的とした森林施業を実践している。

林野庁「森林・林業再生プラン実践事業」において、将来の木施業を行う。鶴居村の基本方針である「長伐期・大径木生産」と「長期的に安定した森林経営」に合致し、釧路湿原の環境保全に有効な、水土保持を考慮した森林づくりを行う。

作業システムとして、河川保護区域（河川から50m程度）、河川保全区域（河川から100m程度）を定め、保全区域内においては広葉樹の混合林化、保護区域から100m範囲内はチェーンソー伐採に限るなど、自然環境に配慮した森林整備を行う。



■農業集落排水事業

釧路湿原が国立公園化（昭和62年7月）するのに先立ち、村では昭和60年度から農林水産省「農業集落排水事業」の国庫補助を活用、また、その他の国・道の助成策を講じて合併処理浄化槽の設置を奨励。

全村水洗化による生活環境向上と、釧路湿原を下流域に有する村として、自然環境の保全策を講じる。



景観むらづくり

■景観むらづくり事業の取組み開始について

平成30年度に策定した村の基本計画である「第5次鶴居村総合計画（つるい未来創造プラン）」において、むらづくりの方向性として「美しい自然を活かしたむらづくり」を掲げ、基本計画において、自然環境を保全しつつ、美しい景観の普及促進を図ることとしている。

また、令和3年度に実施した「鶴居村環境基本計画」の変更に伴う環境審議会においては、釧路湿原周辺エリアでの太陽光発電施設の設置が増えているなどから、景観も意識したむらづくりを推進すべきとの意見が多数挙げられた。

そうしたことから、令和4年度から景観計画の策定、景観条例の制定、景観行政団体への移行を目標に、景観むらづくり事業に本格着手した。

■鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例

平成30年7月に改定された国のエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを主力電源化していく方向性が示されたことで、鶴居村を釧路湿原周辺での太陽光発電事業が増加した。

そうした中、村の景観として大切な釧路湿原周辺にも太陽光発電事業が増え、村民から「自然景観を損なう」などの指摘を多く受け付けるようになった。

そのため、地域に合った形で太陽光発電事業と共生し、景観維持につなげることを目的に、鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例（令和3年12月）を制定した。

本条例では、村が太陽光発電事業を抑制したい地域を抑制地域に指定し、事業者へ太陽光発電事業を実施しないよう求めることができるようになった。

**太陽光パネルに規制
鶴居村の条例案可決**

景観維持へ抑制区域指定

【鶴居】定例村議会は15日、本会議を続行し、釧路湿原国立公園周辺などでの太陽光発電事業を規制する条例案を原案通り可決した。村の行政指導や勧告に従わない場合、事業者を公表する。

釧路湿原国立公園の約3割が鶴居村。村によると近年、湿原周辺に太陽光発電パネルが増え、10カ所以上となり、村民から「自然景観を損なうのではないかなど指摘があった。条例は来年1月1日施行で、対象は住居用を除く発電出力10kw以上の太陽光発電施設。村は国立公園や鳥獣保護区、土砂災害の恐れのある区域などを抑制区域に指定し、パネルを設置しないよう求めることができる。事業者は村内で太陽光発電に着手、廃止する際は村への届け出が義務づけられる。

また、条例骨子案に対し寄せられた意見を基に、太陽光発電を廃止する事業者に対し、自然環境や景観などの回復に努めるよう村が求めることができる点も追加した。大石正行村長は、地域に合った形で太陽光発電事業と共生し、景観維持につなげると説明した。

また、来年2月に開始する75歳以上の新型コナウィルスワクチンの3回目



接種の事業費約500万円などを追加する本年度一般会計補正予算案など議案2件を原案通り可決し、閉会した。（佐竹 尊子）

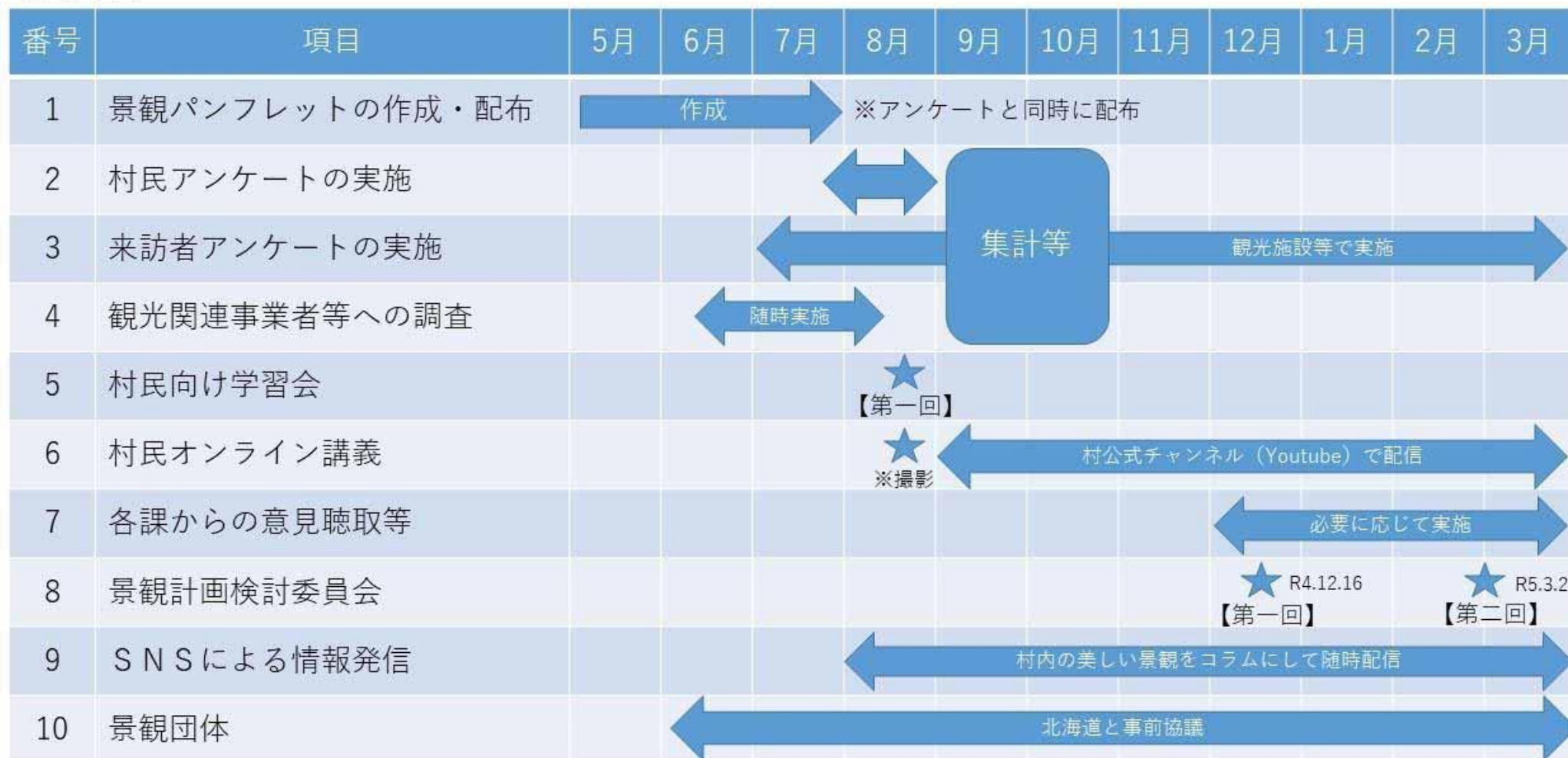
キタサンシヨウウオ「生息地保全が重要」市文化財保護審議会文化財の保全や活用について審議する釧路市文化財保護審議会が15日、釧路市立博物館で開かれた11写真

景観むらづくり

■景観計画の策定に向けて

鶴居村景観計画策定スケジュール

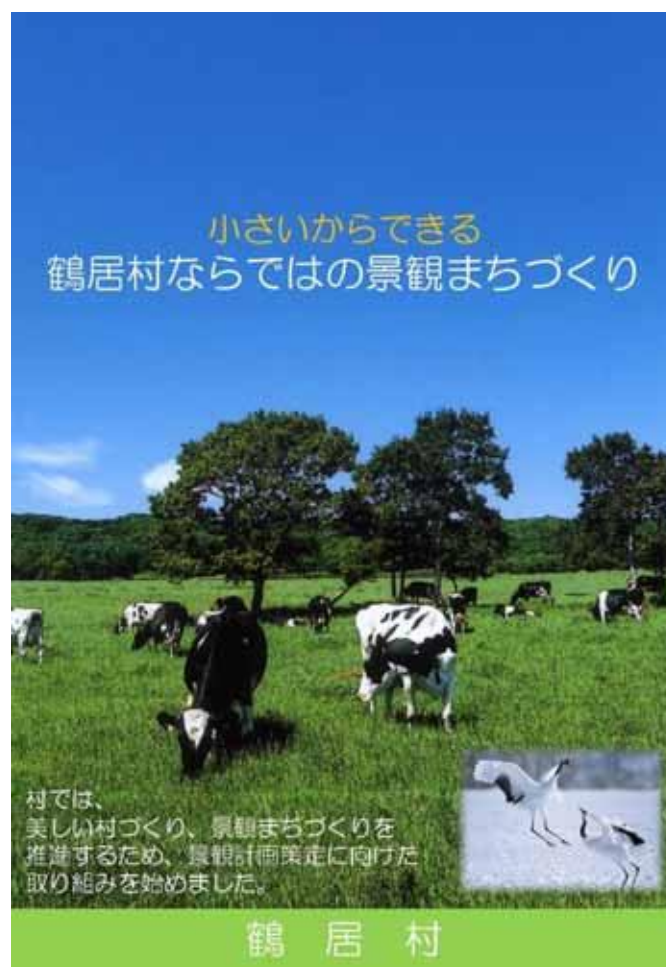
□ 1 年目



景観むらづくり

■観光事業者等へのインタビュー、景観パンフレットの配布、村民アンケート、来訪者アンケート

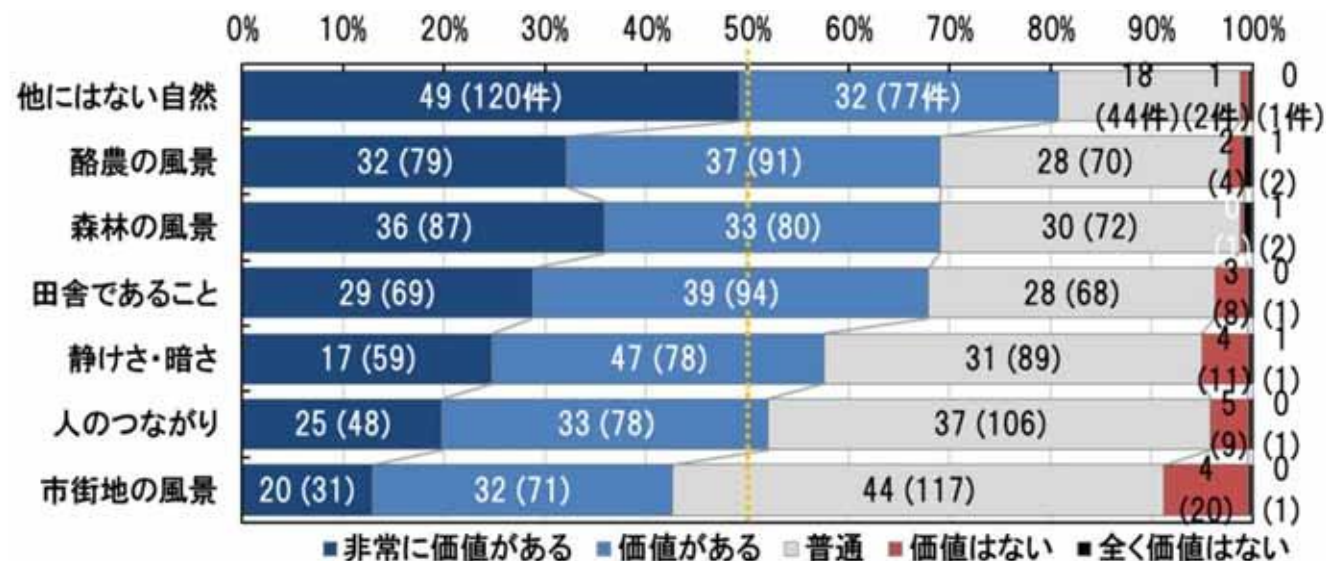
景観計画の策定に向け、村内で事業を営み景観に関係する事業者等へ鶴居村の景観に対する考え方をインタビュー等を実施、それらを基に景観パンフレットを作成し、村民に景観むらづくりの取り組みをはじめめるきっかけとして作成した景観パンフレットを全戸配布、同時に村民アンケートを実施した。さらには、外から訪れた人が、鶴居村の景観をどのように感じているか知るため、来訪者アンケートも実施。



景観むらづくり

■村民アンケートの結果

鶴居村にあるものの価値の高さ



景観むらづくり

■鶴居村の景観の特徴

－ 自然環境による景観特性－

(1) 釧路湿原の四季折々の景観



(2) 川による景観



景観むらづくり

■鶴居村の景観の特徴

(3) 雄阿寒、雌阿寒岳などによる眺望景観



一人の営みによる景観特性ー

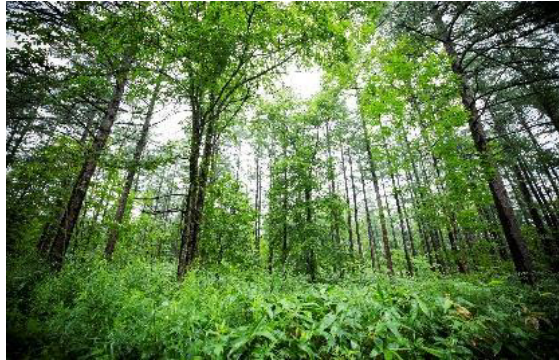
(4) 酪農業の生業による酪農景観



景観むらづくり

■鶴居村の景観の特徴

(5) 林業の生業による森林景観



(6) 人がつくりだす市街地景観



景観むらづくり

■鶴居村の景観の特徴

(7) 道路による軸的景観



景観むらづくり

■基本理念

「かけがえのない景観を未来へつむぐ」

一度失うと二度と戻らない景観を、未来の「鶴居びと」のために、守り、つくり、活かしていく。

■基本目標

目標１ 「自然や人の営みと共生する景観むらづくり」

自然環境の保全や健全な酪農業・林業経営と景観むらづくりがバランスよく共生できることを目指します。第5次総合計画(つるい未来創造プラン)のむらづくりの方向性で謳われている「美しい自然を活かしたむらづくり」と呼応します。

目標２ 「景観むらづくりをつむぐ鶴居びとづくり」

鶴居村で暮らす村民の景観むらづくりに対する「想い」が景観むらづくりの質を向上させます。そのような「想い」を抱く鶴居びとづくりを目指します。第5次総合計画(つるい未来創造プラン)のむらづくりの方向性で謳われている「鶴居びとを醸成するむらづくり」と呼応します。

景観むらづくり

■鶴居村景観区域について

～一般区域～

- 湿原景観エリア
- 河川景観エリア
- 酪農景観エリア
- 森林（林業）景観エリア
- 沿道景観エリア
- 眺望点

～特別区域～

- 重点道路沿道区域

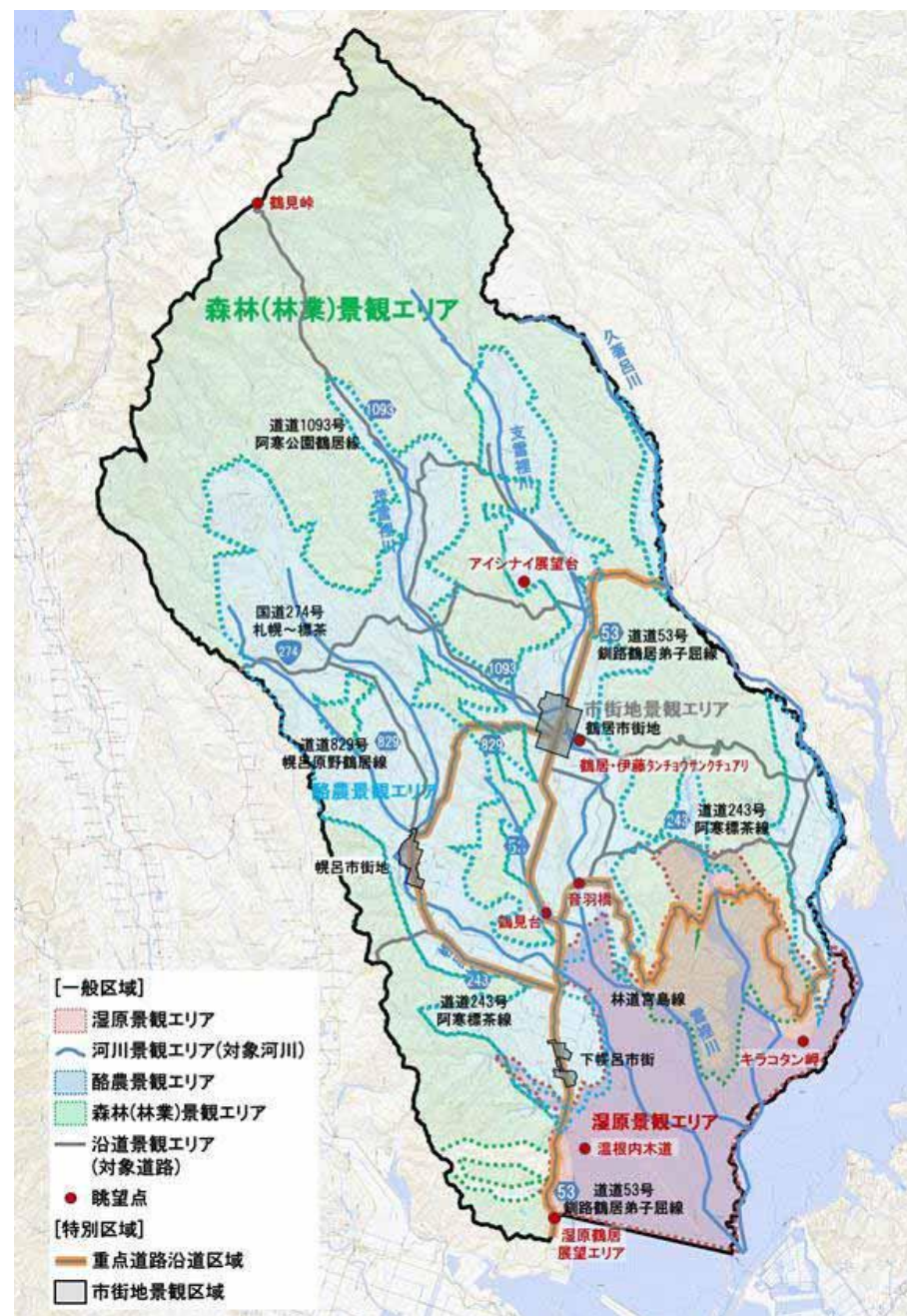
沿道景観エリアのうち、特に村外からの来訪者
などが多く、景観上重要な道路沿道のエリア。

→指定道路の両側50mの範囲

- 市街地景観区域

市街地がつくる景観エリア。

→鶴居市街、幌呂市街、下幌呂市街



景観むらづくり

■重点道路沿道区域

沿道景観エリアのうち、特に村外からの来訪者などが多く、景観上重要な道路沿道のエリア。道路中心から両側50mの範囲を指定。ただし、市街地景観区域については、道路に接する敷地のみを対象とする。

■特徴

(1) 太陽光発電施設の設置を抑制する

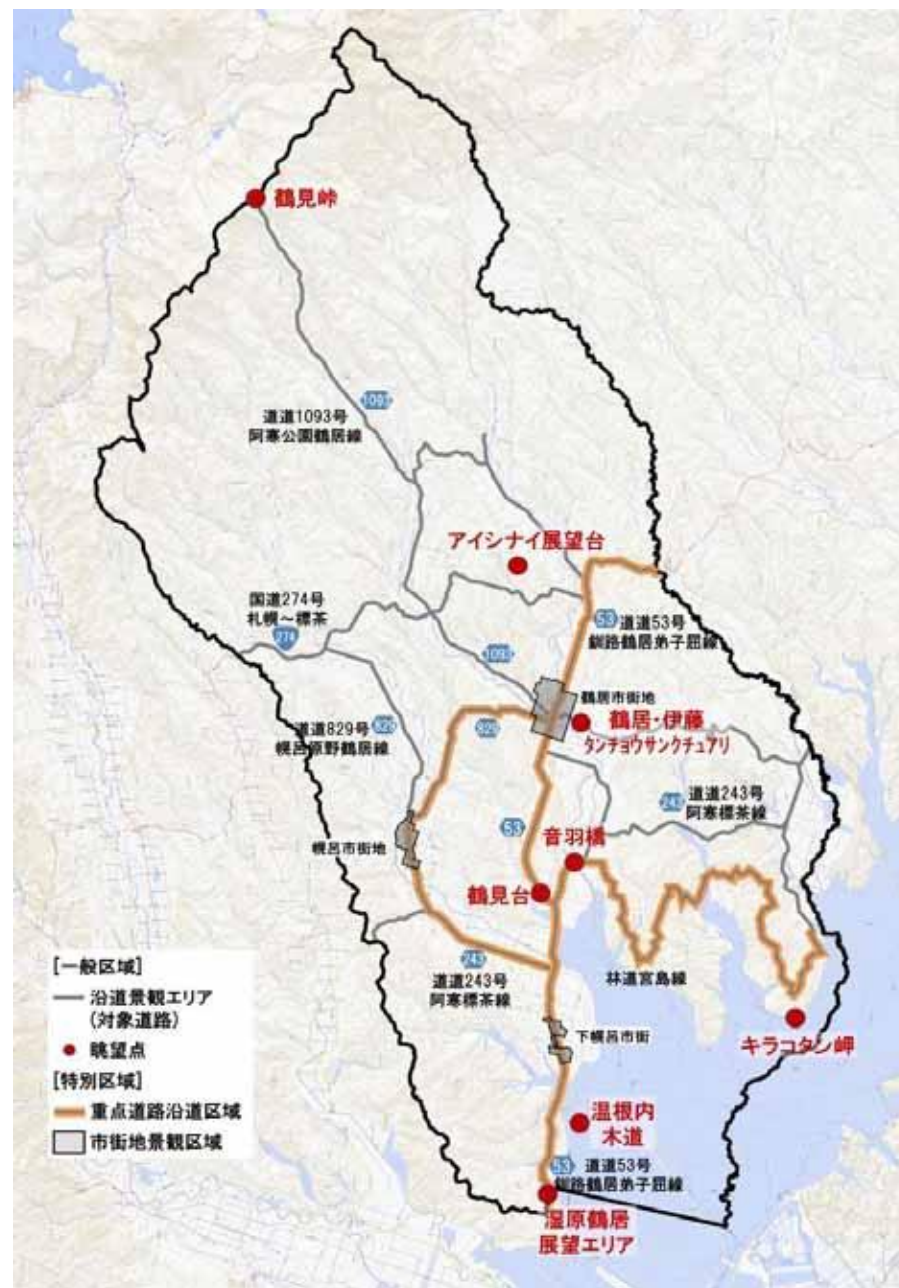
鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例で定める、抑制区域に指定する。

(2) 空家の解体推奨

廃屋など老朽空き家は解体を推奨し、景観の魅力を高める。新たな解体補助制度を設ける。

(3) 草刈り等推奨

他の道路以上に草刈り等を推奨し、道路の軸的景観の魅力を高める。



景観むらづくり

■市街地景観区域

市街地がつくりだす景観区域として、「鶴居市街地」「幌呂市街地」「下幌呂市街地」の3市街地を市街地景観区域として指定する。

■特徴

(1) 建築行為に対し、新たに景観法の届出対象行為として指定

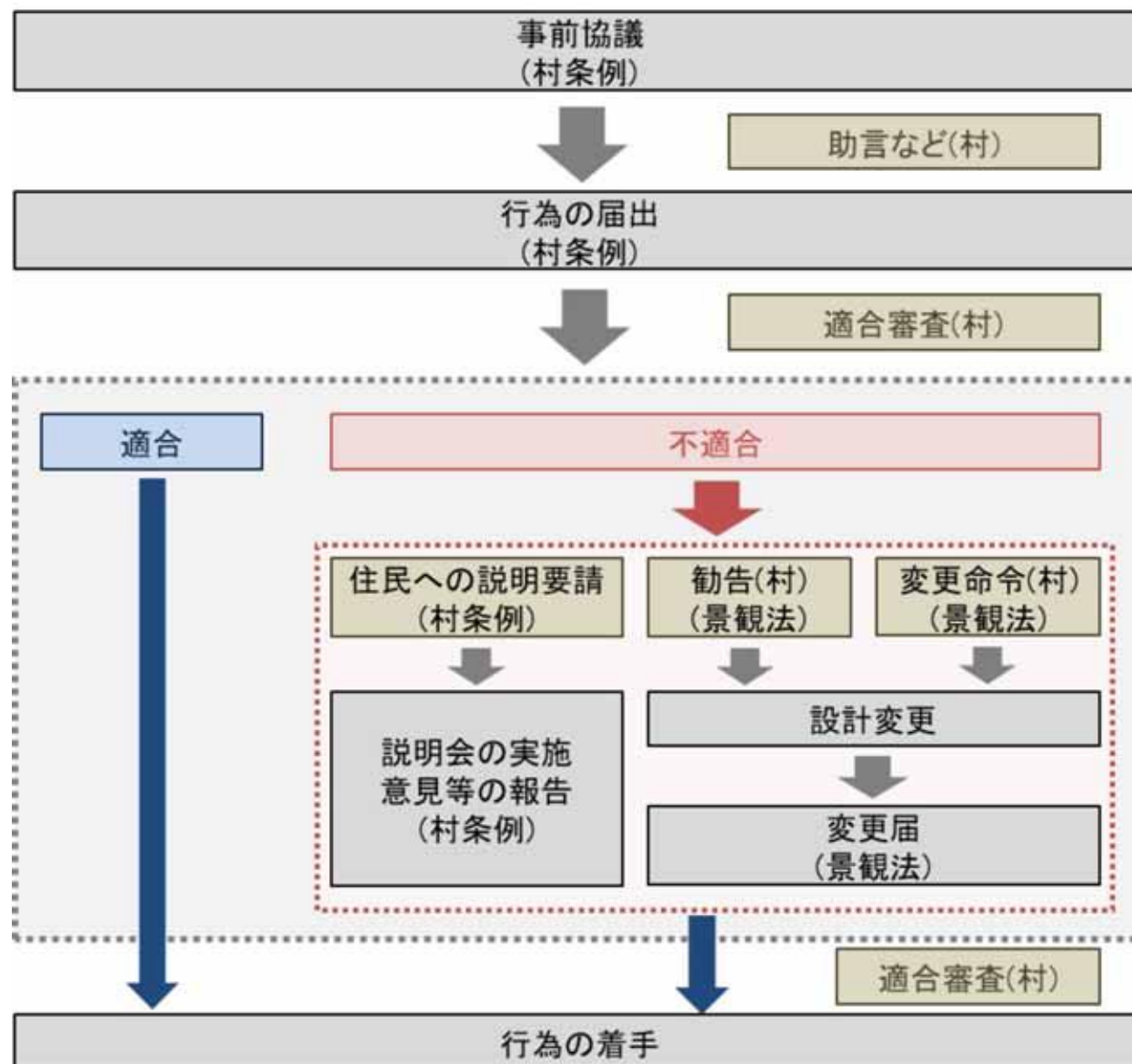
床面積の合計が10㎡を超える建築行為（建築工事届が必要な建築行為）は、景観法の届出対象行為として新たに規定し、美しい村づくりを意識づけるとともに、事前協議段階で村の考え方等を伝える。

(2) 空家の解体推奨

廃屋など老朽空き家は解体を推奨し、景観の魅力を高める。新たな解体補助制度を設ける。



景観むらづくり



かけがえのない景観を未来へつむぐ

